

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

認定こども園橋本保育所長  
貝塚市健康子ども部子育て支援課長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う対応について（お願い）

平素は、本市子育て支援行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記につきましては、3月に引き続き、国の「緊急事態宣言」以降、5月6日(水)までについても、「家庭保育の協力」を依頼させていただいております。

5月7日以降の対応につきましては、国や大阪府の緊急事態宣言の扱い等を踏まえ、方向性を判断する必要がありますが、国における決定が5月初旬の連休中となる可能性があることから、5月7日(木)から5月10日(日)までについても引き続き、「できる限りの家庭保育の協力」を依頼させていただきます。お子様とご家族の健康を守るためご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

当保育所におきましては、これまで同様、休園の措置は行いませんが、保護者の就労(職場への出勤等)や、福祉的配慮(疾病・傷害・出産・親族介護・その他の配慮を要する家庭等)が必要な場合以外については、可能な限り登園を控えていただくようお願いします。ただし、この場合においても、必要な方に保育が提供されないことがないように配慮いたします。

また、風邪の症状や37.5以上の発熱が4日以上続いている場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、新型コロナ受診者センターに電話相談してください。この条件に該当しなくても、発熱や呼吸器症状などを確認した場合は、外出を控え、症状が治るまでは、ご自宅で健康観察を行ってください。症状が改善しない場合、かかりつけ医に受診してください。皆様のご協力をお願い致します。

新型コロナ受診者センター（岸和田保健所内） 電話072-422-5681